

## ○北見市障がい者雇用優良企業等表彰実施要綱

(平成 30 年 11 月 30 日内規第 196 号)

改正 平成 31 年 3 月 28 日内規第 92 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、障がいのある人が生き生きと働くことができるよう、障がい者雇用の促進に貢献した企業を表彰し、その功績を讃えるとともに、市民に広く周知することにより、障がい者雇用の理解を広め、今後の障がい者雇用の促進に寄与するため、北見市表彰条例施行規則(平成 18 年規則第 3 号)第 10 条第 2 項の規定に基づき、北見市障がい者雇用優良企業表彰(以下「表彰」という。)に関し必要な基準を定めるものとする。

### (表彰)

第 2 条 この要綱による表彰は、市長が被表彰者に感謝状又は賞状を授与することにより行うものとする。

### (被表彰者)

第 3 条 被表彰者は、本市において社会福祉の向上に寄与した者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に所在している法人又は事業所(支所、営業所、工場等を含む。)
- (2) 障がい者雇用に積極的であり、障がいのある人が生き生きと働いていること。
- (3) 当該年度及び過去 3 年度継続して障がいのある人を雇用し、かつ、法定障害者雇用率を達成していること。
- (4) 当該年度及び過去 3 年度において、労働関係法令違反の事実がなく、労働基準監督機関の勧告及び是正指導を受けていないこと。
- (5) 過去にこの要綱による表彰を受けていないこと。

### (推薦)

第 4 条 被表彰者の推薦を行おうとする者は、北見市障がい者雇用優良企業等推薦書(様式第 1 号)により市長に推薦するものとする。

2 前項の規定意により推薦を受けた者は、北見市障がい者雇用優良企業等表彰制度要件該当申告書(様式第 2 号)を市長に提出するものとする。

### (選考)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定により推薦を受けた者について、第 3 条の要件に該当するかどうかを審査するものとする。この場合において、公正かつ適正を期するため、識見を有する者の意見を聴くことができる。

### (表彰の時期)

第 6 条 表彰は、毎年 1 回市長が指定した日に行うものとする。ただし、特に必要と認めるときは、その都度表彰することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成30年12月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日内規第92号)

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

北見市障がい者雇用優良企業等推薦書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

北見市障がい者雇用優良企業等表彰制度要件該当申告書

[別紙参照]